

大規模災害発生時における占用物件の仮復旧工事に係る取り扱いについて

令和8年1月23日

本町の管理する道路において、大規模災害等により町民生活に必要不可欠なライフラインとなる道路占用物件が多数被災した場合においては、その復旧が極めて緊急を要することを鑑み、緊急時における占用物件の復旧については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 占用物件の仮復旧工事に伴う取扱い

(1) 道路占用等許可申請について

ア 仮復旧工事を実施する際の道路占用等許可申請については、工事の前に木曽岬町へ連絡する場合に限り、申請書類の提出を事後とすることができます。

なお、通信手段を確保することが困難な場合は、安全に細心の注意を払いながら工事を行うこととし、通信手段が確保できる状況になった後に、直ちに連絡すること。また、申請書類は整い次第、速やかに提出すること。

イ 上記アの連絡方法は、電話及びFAX、その他連絡可能な手段とし、連絡内容は次のとおりとする。

- ・路線名
- ・場所
- ・工事内容
- ・占用物件の延長
- ・工事期間
- ・連絡先（常時つながるもの）
- ・その他道路管理者が必要とするもの

(2) 仮設工法の採用について

仮復旧工事については、各種技術基準による一時的な仮設工法（露出配管、浅埋配管等）を必要に応じて採用することができる。ただし、一般交通の妨げになる場合は採用できないものとする。

(3) 仮復旧材料について

仮復旧工事に係る埋戻しについては、発生土及び発生路盤材並びに常温合材を必要に応じて使用することができる。

(4) 廃止管路の一部残置について

仮復旧工事の際、占用を廃止することとした埋設管路等については、本埋設などによる撤去が可能となる時期まで一時的に残置することができる。ただし、一般交通の妨げになる場合は採用できないものとする。

(5) 復旧作業について

仮復旧工事をする際の作業については、二次災害が発生しないよう対策を行うこと。

2 占用物件の本復旧工事に伴う取扱い

占用物件の本復旧工事については、上記1の取扱いは適用しない。また、本復旧への対応が可能となつた時点で、道路占用許可基準等に従い、道路復旧方法等について事前に道路管理者と協議すること。

3 適用範囲

本取扱いの適用対象事業者は、災害時にかかる早期復旧作業において、特に必要と判断される関係事業者にのみ適用するものとする。(例：ガス、電気、通信、水道等)

木曽岬町役場 建設課